

○国立大学法人筑波技術大学名誉教授称号授与規則

〔平成17年10月3日〕
規則第4号

改正 平成19年3月16日規則第4号

国立大学法人筑波技術大学名誉教授称号授与規則

(趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第106条の規定に基づく国立大学法人筑波技術大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の称号の授与は、この規則の定めるところによる。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、本学の教授(学長及び副学長を含む。以下同じ。)として退職又は転籍した者で、かつ、次の各号の一に該当する者に授与する。

- (1) 本学の教授として10年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績があった者
- (2) 前号の年数に達しないが、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者
- (3) 本学の学長又は副学長として、本学の運営に関し功績が特に顕著であった者

(勤務年数の通算)

第3条 次の各号に掲げる年数は、前条第1号の勤務年数に通算する。ただし、本学の教授として5年以上勤務した場合に限る。

- (1) 本学の准教授として勤務した年数の3分の2の年数
- (2) 本学の専任講師として勤務した年数の2分の1の年数

(選考)

第4条 名誉教授の選考は、教育研究評議会の議に基づき、学長が行う。

2 学長は、第2条各号の一に該当する者がいるときは、名誉教授候補者として教育研究評議会に付議する。

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号の授与は、別記様式の辞令書を交付して行う。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 第2条第1号に規定する教授としての勤務期間には、国立大学法人の成立以前の筑波技術短期大学及び国立大学法人筑波技術短期大学に勤務した期間を含むものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の国立大学法人筑波技術大学名誉教授称号授与規則の規定の適用については、この規則の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

別記様式(第5条関係)

第 号

氏 名

年 月 日生

学校教育法の定めるところにより国立大学法人筑波技術大学名誉教授の称号
を授与する

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学 印

(B3)